平成２２年（フ）第２９号
福島県田村市船引町船引字沼田11番地３
債務者　髙根澤真理子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
福島県須賀川市栗谷沢17番地１
債務者　渡邉　　剛
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
さいたま市桜区中島１丁目４番12号　広栄コーポ205号
債務者　高山　英俊
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬10625番地３
債務者　八幡　恵子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
神戸市須磨区南落合４丁目１番176―611号
債務者　田村　好信
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０号
神戸市須磨区水野町１番１号大幸ハイツ２―B
債務者　徳久　美香
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１号
神戸市垂水区五色山４丁目16番１―302号
債務者　上村　利彦
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９号
神戸市長田区二葉町５丁目２番４号
債務者　深尾嘉代子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０号
神戸市長田区二葉町５丁目２番４号
債務者　喫茶ろっけんこと　深尾美代子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６号
神戸市須磨区妙法寺字津江田920番地の12前田ハイツ204、従前の住所神戸市北区小倉台３丁目６番地の27
債務者　五島由紀子（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６号
神戸市垂水区天ノ下町５番16―502号
債務者　上田　弘一
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８号
神戸市北区有野台５丁目３番B51棟406号
債務者　西平　　守
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９号
神戸市中央区下山手通８丁目９番２号
債務者　片岡　豊司
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５号
兵庫県尼崎市三反田町３丁目６番23―411号
債務者　八木　一惠
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６号
兵庫県尼崎市長洲中通３丁目14番17号
債務者　夏山公子こと　李　　南閏
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４号
兵庫県芦屋市若葉町２番１―2432号
債務者　南村　武治
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２３号
兵庫県尼崎市道意町５丁目８番地の３
債務者　平山春美こと　金　　春美(旧姓金沢)
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２５号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目16番17―407号
債務者　安藤由里子（旧姓古閑）
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係